

特定個人の酒酔運転摘発時の同乗者の有無等に関わる文書の非開示決定に係る審査請求に対する裁決

栃木県情報公開審査会

第1 審査会の結論

栃木県警察本部長が、「特定個人の酒酔運転摘発時の同乗者の有無等に関わる文書」について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した非開示決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求人は、栃木県警察本部長に対し、平成15年12月25日付けで、「特定個人の酒酔運転摘発時の同乗者の有無等に関わる文書」について、開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

本件請求に対して栃木県警察本部長が平成16年1月9日付けで栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定に基づき行った非開示決定(以下「本件処分」という。)について、その取消しを求めたものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書、開示決定等理由説明書に対する意見書及び口頭による意見陳述における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

ア 情報公開請求があった場合には、結論が公開であろうと非公開であろうと、請求に係る公文書の存否を明らかにして決定するのが原則であり、請求に係る公文書の存否さえ明らかにしないで請求を拒否できるのは、極めて例外的な場合に限られる。

同乗者の氏名を公開することがプライバシーの侵害に当たるといふなら、住所、氏名等個人を特定できる文字を伏せ字にして部分開示すべきである。

イ 栃木県公安委員会は、「同乗者がいたかどうか」は「個人のプライバシーに関するもの」と書くが、本件で問題になっているのは議員の資格という公益であるから、純然たる私人における個人のプライバシーの問題と同列に考えることは妥当でない。

まして私は、同乗者の氏名を明らかにせよと請求しているのではない。同乗者がいたかどうかだけを明らかにせよと請求しているのである。

情報公開条例においても、公人のプライバシーの範囲をある程度狭く解釈することも可能だと考える。

ウ 栃木県公安委員会が例示するように、個人の病歴の開示請求がなされたのなら、それに関する情報の存否を答えることが「非開示情報の規定により保護すべき利益が害

されるおそれがある」場合もあるだろうが、本件では、飲酒運転摘発時に同乗者がいたかどうかである。

政治家が「飲酒運転摘発時に同乗者がいなかった」という嘘をついていたような特別な場合を除き、氏名を明らかにすることなく、単に飲酒運転摘発時に同乗者がいたかどうかは、病歴と異なり、通常だれもが秘匿したいと望むような情報ではない。

エ 公人の飲酒運転に関する情報は、条例第7条第2号ロ（人の生命にかかわるもの）及び同号ハ（公務員の職務遂行行為）に該当するのではないか。

### 第3 実施機関の主張要旨

実施機関の開示決定等理由説明書及び公文書の存否を含めた事情説明における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

#### 1 対象公文書

審査請求人が公開を求める本件公文書は、特定の日特定警察署管内での交通取締りを受けた特定の個人に係るもので、その時に同乗者がいたかどうかという個人のプライバシーに関するものである。また、仮に当該文書が存在するとしても、当該文書は、条例第7条第2号の個人に関する情報に該当するものであって、個人に関する情報の非開示の例外としての同号後段のただし書きイ、ロ又はハに該当するものでもない。

#### 2 非開示理由

##### (1) 条例の規定等

条例第10条は、公文書の存否に関する情報について、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」とされている。

また、その解釈においては、「開示請求に係る公文書が存在するか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき」とは、例えば、特定個人の病歴に関する情報などの開示請求に対し、当該公文書の存在を前提として非開示決定をすると、当該個人についてその病歴があることが判明してしまう結果となり、当該公文書は存在しないと回答すると、当該個人についてその病歴がないことが判明してしまう結果となる場合など、公文書の存否自体を明らかにすることにより、当該公文書を開示したときと同様に、非開示情報の規定により保護すべき利益が害されるおそれがあることをいうとされている。

##### (2) 存否応答拒否の適用

本件請求は、個人を特定して、当該個人の酒酔運転の摘発時に同乗者がいたのかどうかという個人に関する情報の開示請求であり、当該文書の有無を前提として条例第7条第2号の規定による個人に関する情報を理由に非開示決定を行うと、特定の個人が酒酔運転の摘発時に同乗者がいたことが明らかになり、また、当該文書は存在しないことを理由に非開示決定を行うと、特定の個人の酒酔運転の摘発時に同乗者がいなかったということが判明する結果となって、当該文書を開示したときと同様に、非開

示情報の規定により保護すべき利益が害されるおそれがあるところから、条例第10条を適用して当該開示請求を拒否したものである。

### (3) 交通違反検挙者等の公表等

警察では、交通違反の検挙や交通事故があった場合には、逮捕事案や暴走族の検挙、また、死亡事故、重大事故、ひき逃げ等社会的反響が大きい事案について、記者発表を行っている。酒酔い運転で検挙されたような場合については、特に記者発表はしていない。

一般的に、警察は、特定個人の検挙などに関する問い合わせなどに対して回答できるものでない。したがって、特定個人の検挙などに関する公文書の開示請求に対しては、存否応答拒否で対応するほかない。

## 第4 審査会の判断理由

### 1 判断に当たったの基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにするとともに、県民の県政への参加を促進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念のもとに解釈、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件処分を調査審議し、県民の公文書の開示を求める権利が不当に侵害されることのないよう条例を解釈し、以下判断するものである。

### 2 本件請求の対象とされた公文書の性格について

本件請求の対象とされた公文書は、特定の日に特定警察署管内での交通取締りによって酒酔い運転で摘発された特定の個人に係るもので、その時に同乗者がいたかどうかなどがわかる文書である。したがって、当該文書の存否を答えるだけで、同乗者がいたかどうかなどのみでなく、特定の個人が酒酔い運転で摘発されたかどうかの事実をも答えたことと同様な結果になると認められる。

### 3 具体的な判断

#### (1) 条例第7条第2号該当性について

##### ア 条例第7条第2号本文該当性について

条例第7条第2号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号イ、ロ又はハに該当する情報を除き、これを非開示情報として規定している。

審査請求人は、本件請求で問題になっているのは議員の資格という公益であるから、純然たる私人における個人のプライバシーの問題と同列に考えることは妥当でなく、また、情報公開条例においても、公人のプライバシーの範囲をある程度狭く解釈する

ことも可能である旨を主張するが、当審査会としては、条例上、いわゆる公人について特別の規定がないことから、条例第7条第2号の適用に当たって、公人と私人との区別は認められないと考える。

審査請求人は、特定の個人が酒酔い運転で摘発された際に同乗者がいたかどうかなどがわかる文書を開示請求しているが、そもそも、同乗者がいたかどうかにかかわらず、特定の個人が酒酔い運転で摘発されたかどうか自体が、当該個人の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であると認められるので、条例第7条第2号本文に該当するものである。

なお、審査請求人は、同乗者の氏名ではなく、同乗者がいたかどうかだけを開示するのであれば、個人情報保護されるかのように主張しているが、本件請求で問題になっているのは、同乗者の個人情報ではなく、摘発された特定個人の個人情報であり、同乗者の氏名を開示するかどうかにかかわらず同乗者がいたかどうかを開示すること自体が、摘発された特定個人の個人情報を開示することになるのである。

#### イ 条例第7条第2号イ、ロ又はハ該当性について

特定個人が酒酔い運転で摘発されたかどうかなどは、犯歴情報であって、当該個人の名誉や信用にかかわるものであり、個人情報の中でも特に他人に知られたくない情報であると認められる。実施機関は、このような情報は、たとえ新聞報道されているとしても、個別の照会に対して回答できるものではないと主張する。以下、この点について検討する。

警察当局が、犯罪事実等について公益目的の範囲内で発表する場合がある（実施機関の事情説明によれば、本件請求に係る摘発の事実について警察当局は発表していない。）が、その際作成された発表文を開示請求されたなら別であるが、そうした発表文と本件請求で対象となったような捜査等に関する公文書とは、作成目的等において異なるものであって、公益目的の範囲内で事実が公表されることと捜査等に関する公文書自体が開示されることは、同列に考えることはできない。

したがって、当審査会としては、新聞報道されたことによって、特定個人の摘発など捜査等に関する公文書自体が、公開され、又は公開することが予定されているものになると考えることはできないので、条例第7条第2号イには該当しないものであると判断する。

また、本件請求に係る特定の個人が酒酔い運転で摘発されたかどうかは、人の生命、健康、生活又は財産に関わる情報と認められず、また、公務員等の職務遂行に関する情報とは認められないことから、条例第7条第2号ロ及びハのいずれにも該当しないと判断される。

#### (2) 公文書の存否応答拒否について

条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているかを答えるだけで、非開示情報を開示することになるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨規定している。

本件請求は、特定の個人が酒酔い運転で摘発された際に、同乗者がいたかどうかなどがわかる文書を開示請求したものである。特定個人が酒酔い運転で摘発されたことは、新聞報道され、当人も認めているところであるので、当該情報自体は公になって

いるといえるが、当審査会としては、上記(1)イで述べたとおり、当該公文書は非開示が妥当であると考え。また、摘発された際に同乗者がいたかどうかは、新聞報道によって公になっていると認められないので、当該情報自体が条例第7条第2号に該当する非開示情報であると考え。本件請求は、特定個人が酒酔い運転で摘発された際に、同乗者がいたかどうかなどが分かる文書と特定されているために、この請求に対して当該公文書の存否を答えるだけで、この特定された事実があったかどうかを答えることになると考えられる。

したがって、本件請求で対象とされた公文書について、その存否を明らかにすることは、条例第7条第2号に該当する非開示情報を開示することになるため、公文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否した非開示決定は妥当であると考えられる。

#### 4 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成16年 2月19日	・ 諮問
平成16年 3月15日	・ 諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成16年 3月25日 ( 第165回審査会 )	・ 審議 ( 経過等説明 )
平成16年 4月22日 ( 第166回審査会 )	・ 審議
平成16年 5月20日 ( 第167回審査会 )	・ 審査請求人による口頭意見陳述 ・ 実施機関の職員からの事情説明 ・ 審議
平成16年 6月10日 ( 第168回審査会 )	・ 審議
平成16年 7月15日 ( 第169回審査会 )	・ 審議
平成16年 8月17日 ( 第170回審査会 )	・ 審議
平成16年 9月 9日 ( 第171回審査会 )	・ 審議

栃木県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業	備 考
早乙女 哲	下野新聞社取締役	
佐 藤 千鶴子	公認会計士	
菅 俣 博	(社)栃木県商工会議所連合会専務理事	会長職務代理者
田 島 二三夫	弁護士	
中 村 清	宇都宮大学教授	会長